

IV 種目別 選定の判断基準

(1) 車いす	P12
(1-1) 自走用標準型車いす	P13
(1-2) 普通型電動車いす	P15
(1-3) 介助用標準型車いす	P17
(2) 車いす付属品	P19
(3) 特殊寝台	P21
(4) 特殊寝台付属品	P23
(4-1) サイドレール	P23
(4-2) マットレス	P25
(4-3) ベッド用手すり	P26
(4-4) テーブル	P28
(4-5) スライディングボード・スライディングマット	P29
(4-6) 介助用ベルト	P30
(5) 床ずれ防止用具	P31
(6) 体位変換器	P33
(7) 手すり	P35
(8) スロープ	P37
(9) 歩行器	P38
(10) 歩行補助つえ	P40
(11) 認知症老人徘徊感知機器	P42
(12) 移動用リフト	P44
(12-1) 床走行式	P45
(12-2) 固定式	P47
(12-3) 据置式	P48
(13) 自動排泄処理装置	P49
(14) 腰掛便座	P51
(15) 自動排泄処理装置の交換可能部品	P53
(16) 排泄予測支援機器	P54
(17) 入浴補助用具	P56
(18) 簡易浴槽	P58
(19) 移動用リフトのつり具の部分	P59

(1)車いす

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が座ったまま移動するための福祉用具である。また、移動のためだけではなく、移動できるいすとして離床生活を促し、寝たきりによる廃用症候群を防止する役割を果たす。自走用標準型車いす、普通型電動車いす、介助用標準型車いすの種類がある。

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用目的

- ・ 使用目的、使用環境等を踏まえて、車いすの選定を行う。

利用者

- ・ 座位能力や駆動能力を評価し、身体計測に基づき座幅等の採寸を行い選定を行う。

他の用具

- ・ クッションの材質・形状は駆動のしやすさと移乗のしやすさ、座位時間を踏まえて選定する。
- ・ 歩行器や歩行補助つえを活用することで長時間の移動が可能となる場合は、当該福祉用具の併用や変更について検討する。

自立を阻害しないための留意について

- ・ まったく駆動動作ができない場合を除いて、使用環境に応じた、自力で駆動可能な車いすを検討する。
- ・ 移動目的の使用にもかかわらず、長時間の座位使用により行動制限となっていないか確認する。

(1)車いす

(1-1)自走用標準型車いす

自走用標準型車いすは、要介護者等が自ら手でハンドリムを操作したり、足で床を蹴って移動したりする福祉用具である。

①自走用標準形、②自走用座位変換形及び③パワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。）④自走用スポーツ形及び⑤自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

①自走用標準形

一般的に用いる自走用車いすで、後輪にハンドリムを装備し、バックサポートの種類は固定式、着脱式、折りたたみ式及びそれらと同等の方式であり、特別な座位保持具はつかず、任意にバックサポート角度が変えられないもので、前輪はキャスト、後輪は大径車輪の4輪で構成したもの。日常生活用で特殊な使用目的のものは除く。また、モジュラー式車いすを含み、各部の調節、脱着及びフレームの折りたたみ方式は限定しない。

②自走用座位変換形

座位の位置及び/又は姿勢変換を主目的とした車いすで、身体支持部のティルト機構、リクライニング機構、昇降機構、旋回機構、スタンドアップ機構などを組み込んだ自走用車いす。

③自走用パワーアシスト形

自走用標準形車いすにパワーアシストが付いた自走用車いすで、後輪ハンドリム駆動方式のもの。モジュラー式車いすを含み、各部の調節、脱着及びフレームの折りたたみ方式は限定しない。

④自走用スポーツ形

各種のスポーツのために特別に工夫した、スポーツ専用の車いす。レース用、テニス用、バスケットボール用、スラローム用及びレジャー用などを含む。

（出所）JIS T9201:2006「附属書1（規定）車いすの形式分類」「2.車いす形式分類の定義」より一部引用

使用が想定しにくい状態像

□ 歩行：つかまらないでできる

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□ 要支援1・2、要介護1（※）

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援1・2」「要介護1」での使用は想定しにくい。

※ただし、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者については、要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合や、または、市町村が医師の所見・ケアマネジメントの判断等を書面等で確認の上、要否を判断した場合には、例外的に給付が可能。（以下「※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照」という。）

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用目的

- 手で操作する場合は操作しやすい位置にハンドリムがくるものを、足で床を蹴って移動する場合は蹴りやすいシート高のものやフットサポートが着脱できるものを選ぶ。

利用者

- 車いすでの長時間にわたる活動を支援するため、座位の基盤となる座（シート）、背もたれの機能に配慮し、上肢や体幹の運動を制限することなく骨盤を安定して支持できるものを選ぶ必要がある。

介護者

- 適正な身体支持が得られる範囲なら、できるだけコンパクトなものの方が狭いところでの移動が行いやすくなる。持ち運びにはできるだけ軽量でコンパクトに収納できるものが安全に利用でき、介護者の負担も軽減できる。

住環境

- 乗り移りや車いすでの作業をしやすいするために、アームサポートやレッグサポートの形式や形状に注意を払うことも重要である。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- 不良な座位姿勢（左右へのからだの傾き、すべり落ちそうな座り方等）となりやすい場合
- 姿勢の変換能力に低下がある場合

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

＜参考情報＞

- 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- 国民生活センター「手動車椅子の破損に注意」
(https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20200319_4.pdf)
- 日本福祉用具・生活支援用具協会車いす・姿勢保持部会、日本福祉用具評価センター、製品安全協会「車椅子の使い方」
(http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2019/12/wheelchair_20191118.pdf)
- 日本福祉用具・生活支援用具協会「「車椅子」の理解と正しい選定・指導の方法」
(<https://www.youtube.com/watch?v=pIUTYZTYqSM>)

(1)車いす (1-2)普通型電動車いす

電動車いすは、自走用標準型車いすを操作することが難しい人が、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。

①自操用標準形、②自操用ハンドル形、③自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるもの。なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあつては、車いす本体の機構に応じて自走用標準型車いす又は介助用標準型に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

①自操用標準形

自操用電動車いすで、前2輪、後2輪の四輪で構成したもので、駆動方式は限定しない。身体支持部のうち、シート、バックサポート及びフット・レッグサポートは、任意に角度が変えられない機構で、主に操作方法はジョイスティック方式とする。

なお、パワーステアリング機構を装備したものも含む。

②自操用ハンドル形

操だ（舵）を直接ハンドル操作によって使用する自操用電動車いす。3輪又は4輪で構成したもの。

③自操用座位変換形

座位の位置又は姿勢変換を主目的としている自操用電動車いす。姿勢変換のためのリクライニング機構、リフト機構、スタンドアップ機構及びチルト機構を装備している。ただし、単純な座の旋回だけのものは含まない。

（出所）JIS T9203:2010「附属書JA（規定）電動車いす形式分類」「JA.2 電動車いす形式分類の定義」より一部引用

使用が想定しにくい状態像

□ 歩行：つかまらないでできる

□ 短期記憶：できない

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

普通型電動車いすは、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。したがって、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合は、電動車いすの安全な操作方法を習得することは困難と考えられることから、使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□ 要支援1・2、要介護1（※）

□ 要介護5

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援1・2」「要介護1」、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合の多い「要介護5」での使用は想定しにくい。

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用目的

- ・ 車載などに有利な折りたたみや分解ができる軽量型の電動車いすもあるため、用途に合わせた選択が可能である。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 自走用標準型車いすと同様
- ・ 上肢機能が低下し、安全に操作できない場合

自立を阻害しないための留意について

- ・ 自走用ハンドル形電動車いすについては、重大製品事故が報告されていることから、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、利用者の身体機能、認知機能、利用環境等の確認を踏まえ、利用者に対して操作指導を行い、操作指導の中でも安全に利用できることを確認する。利用者が適切でない利用方法で使用していないか、不具合が生じていないか等を念頭に、使用状況について確認を行い、安全利用について変化を認識した場合は、貸与継続の必要性について検討するとともに、貸与を中止する場合は、必要な支援内容を再検討する。

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「Ⅴ参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- ・ 消費者安全調査委員会「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故」
(https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_009/pdf/report_009_180129_0001.pdf)
- ・ 全国福祉用具専門相談員協会
「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン」
「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手順書」
(https://www.zfssk.com/topics_detail.php#953)
- ・ 電動車いす安全普及協会「電動車いす安全利用の手引き（事故事例）」
(https://www.den-ankyo.org/guidance/img/tebiki_p14.pdf)
- ・ 電動車いす安全普及協会「電動車いす安全運転のすすめ」
(<https://www.den-ankyo.org/guidance/movie.html>)

(1)車いす (1-3)介助用標準型車いす

介助用標準型車いす（介助用電動車いすも含む）は、移動に必要な操作を介護者が行う福祉用具である。通常ハンドリムはなく、全体をコンパクトにするため、後輪には径が小さな車輪（12～18インチ）が用いられている。多くは手押しグリップに介助用ブレーキレバーがついている。

①介助用標準形、②介助用座位変換形、③介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）。

①介助用標準形

一般的に用いる介助用車いすで、特別な座位保持具やハンドリムはなく、バックサポートの種類は固定式、着脱式、折りたたみ式及びそれらと同等の方式であり、任意にバックサポート角度が変えられないもので、前輪はキャスト、後輪は中径車輪以上で構成したもの。シートベルトを装備しているものもある。

②介助用座位変換形

座位保持及び/又は姿勢変換を目的とした介助用車いすで、姿勢を保持しているのが困難な使用者のために、個々に合わせて体幹を保持するパッド、シートなどや身体支持部のリクライニング機構、ティルト機構、昇降機構、旋回機構、スタンドアップ機構などを備えた車いす。

③介助用パワーアシスト形

パワーアシストがついた介助用標準形車いす。各部の調整、調節、脱着、フレームの折りたたみ方式などは限定しない。

（出所）JIS T9201:2006「附属書1（規定）車いすの形式分類」「2.車いす形式分類の定義」より一部引用

使用が想定しにくい状態像

□ 歩行：つかまらないでできる

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□ 要支援1・2、要介護1（※）

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援1・2」「要介護1」での使用は想定しにくい。

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- 要介護者等が安定した座位がとれず、姿勢が崩れやすい場合には身体支持に直接関わる座、背もたれ、アームサポート、レッグサポートとクッションまたはパット等の併用などの座位保持機能に配慮して選ぶ必要がある。
- 必要な場合にはティルトやリクライニング機能を検討する必要がある。乗り移りに介助が必要な場合にはアームサポートやレッグサポートが脱着式又は外方折りたたみ式のものを選ぶと安全に利用でき、介護者の負担も軽減できる。

介護者

- 持ち運びにはできるだけ軽量でコンパクトに収納できるものが安全に利用でき、介護者の負担も軽減できる。

住環境

- 居室内の幅の狭い廊下等狭小スペース等で使用する場合は旋回や取り回しなど操作性に配慮して選ぶ必要がある。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- 自走用標準型車いすと同様

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「Ⅴ参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- 国民生活センター「手動車椅子の破損に注意」
(https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20200319_4.pdf)
- 日本福祉用具・生活支援用具協会車いす・姿勢保持部会、日本福祉用具評価センター、製品安全協会「車椅子の使い方」
(http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2019/12/wheelchair_20191118.pdf)
- 日本福祉用具・生活支援用具協会「「車椅子」の理解と正しい選定・指導の方法」
(<https://www.youtube.com/watch?v=pIUTYZTYqSM>)

(2)車いす付属品

車いす付属品は、車いす及び電動車いすに関する付属品である。車いすと一体的に使用されるものであり、利用することにより、貸与あるいは使用している車いすの利用効果の増進に資するものに限られる。車いすの座又は背もたれに置いて使用する①クッション又はパッド、②電動補助装置、③テーブル、④ブレーキ等がある。

①クッションまたはパッド

車いすのシートまたは背もたれにおいて使用することができるものに限る。座位の姿勢保持、床ずれの予防や疼痛の緩和等を目的として用いる。

②電動補助装置

自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置。電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

③テーブル

車いすに装着して使用することが可能なものに限る。

④ブレーキ

車いすの速度を制御する機能を有するものまたは車いすを固定する機能を有するものに限る。

使用が想定しにくい状態像

- 併用している車いす（自走用標準型、介助用標準型、普通型電動）と同様
但し、自操用の電動補助装置は、普通型電動車いすと同様

使用が想定しにくい要介護度

- 併用している車いす（自走用標準型、介助用標準型、普通型電動）と同様
但し、自操用の電動補助装置は、普通型電動車いすと同様

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- クッションまたはパッドを利用する場合、不良な座位姿勢により転倒・転落しないようアームサポートの高さを調整する。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- 不良な座位姿勢（左右へのからだの傾き、すべり落ちそうな座り方等）となりやすい場合

自立を阻害しないための留意について

- クッションまたはパッドを利用する場合、車いすを利用することで不良な座位姿勢とならないよう、福祉用具専門相談員が使用環境や時間帯・使用時間等を踏まえて、利用者の身体に合った車いすの選定・調整に関する助言を行う。
- 車いすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように車いすテーブルをつけることは、身体拘束にあたる原則禁止となる行為である（介護保険指定基準において、「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為」は禁止されている。）。緊急やむを得ない場合にあっては、車いすテーブルをつける場合は、慎重な手続きが必要となる。
（参考）身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

事故防止に関する注意喚起

近年、電動補助装置では重大事故が発生している。そのため、使用にあたっては、事故等に関する情報が掲載されている「Ⅴ参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

＜参考情報＞

- 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)

(3)特殊寝台

特殊寝台は、分割された床板が可動することにより、起き上がり等の動作を補助する福祉用具で、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が身体を痛める危険性を避けるためにも用いられる。

サイドレールが取り付けがあるもの又は取り付けることが可能なもので、1. 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能もしくは2. 床板の高さが無段階に調整できる機能のいずれかを有するもの。

使用が想定しにくい状態像

□ 寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりがつかまらないでできる場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□ 要支援1・2、要介護1（※）

特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりの動作が可能な場合が多い「要支援1・2」「要介護1」での使用は想定しにくい。

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

住環境

- ・ 特殊寝台の重量により床が破損することがないように、設置する床の強度を確認する。
- ・ 福祉用具としては比較的大きなスペースを必要とするものであり、部屋の形態、出入り口の位置、起き上がる方向など、動作の仕方を考慮して配置を決めることが重要である。

他の用具

- ・ マットレスやサイドレールなどの付属品によって、背上げや膝上げ、高さ調整機能が阻害されることがないように、適応機種を確認する必要もある。
- ・ 当該福祉用具の利用前後の動作において、車いすや手すり等の他の福祉用具を活用する際は移乗しやすい設置位置を検討する。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- 特殊寝台とマットレスの体位変換機能を同時に使用する場合 等

自立を阻害しないための留意について

- 急性期や終末期を除き、ベッド上での生活時間が長くなると寝たきりのリスクを著しく増大させるため、長座位から端座位へと動作を目標とした利用も検討し、寝たきりにならないよう留意する。
- 背部や脚部の操作を行った場合、床ずれ防止のため背抜きや衣服のシワの修正を行う。また、背上げの角度を大きく上げる場合は、腹部の圧迫やバイタルサインにも留意すること。
- 長時間の背上げ座位や頻繁な背上げ操作は、床ずれを形成しやすくするため注意が必要である。
- 特殊寝台の電動機能（背上げ、脚上げ、高さ調節）を日常的に利用せずにベッド上動作が自立している場合は、貸与継続の必要性について検討する。

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「続 医療・介護ベッドここが危ない!!!」
(<http://www.bed-anzen.org/data/use/jikobousinitsuite.pdf?2023-09-26>)
- 日本福祉用具・生活支援用具協会、医療・介護ベッド安全普及協議会、経済産業省、製品評価技術基盤機構「介護ベッドの事故に注意しましょう!」
(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2021/11/r3anzen.pdf>)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「医療・介護ベッド安全点検チェック表」
(http://www.bed-anzen.org/data/use/anzentenken_check.pdf?2022-09-27)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「医療・介護ベッドに潜む危険」
(<http://www.bed-anzen.org/video/index.html>)

(4)特殊寝台付属品

(4-1)サイドレール

サイドレールは、要介護者等の転落予防や寝具のずれ落ち予防を目的として、多くは特殊寝台のフレームに差し込んで使用する福祉用具である。利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

使用が想定しにくい状態像

□ 寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

サイドレールは、特殊寝台からの転落防止や寝具のズレ落ちを防ぐために使用するものである。見守り、支えがあれば移動等に関連する動作が可能な場合には、特殊寝台からの転落や寝具のズレ落ちを自ら防ぐことができると考えられる。なお、起き上がりや立ち上がりの支えとしてサイドレールを使用することは危険を伴うため、使用すべきでない。

使用が想定しにくい要介護度

□ 特殊寝台と同様

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- 著しい不随意運動（自分の意思に反して身体の一部が動いてしまう症状）が見られる場合は、格子状の部分に挟まれないようにカバーがついたタイプや板状のタイプを使用する必要がある。

住環境

- 寝室における特殊寝台の位置、要介護者等の起き上がりやすい方向や車いす配置などを考慮し、特殊寝台に対する取付け位置や本数を決定する必要がある。

他の用具

- サイドレールを使用する場合、床ずれ防止用具の厚みによって利用者の転落や寝具のずれ落ちが起こらないよう留意する必要がある。

自立を阻害しないための留意について

- 利用者が自分で特殊寝台から降りられないように、ベッドをサイドレールで囲む事は、身体拘束にあたる原則禁止となる行為である（介護保険指定基準において、「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為」は禁止されている。）。緊急やむを得ない場合にあらためるために、特殊寝台から降りれないようベッドをサイドレールで囲む場合は、慎重な手続きが必要となる。

（参考）身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

事故防止に関する注意喚起

本種目の使用にあたっては、以下の注意喚起情報等が掲載されている「V 参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- 医療・介護ベッド安全普及協議会「続 医療・介護ベッドここが危ない！！」
(<http://www.bed-anzen.org/data/use/jikobousinitsuite.pdf?2023-09-26>)
- 日本福祉用具・生活支援用具協会、医療・介護ベッド安全普及協議会、経済産業省、製品評価技術基盤機構「介護ベッドの事故に注意しましょう！」
(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2021/11/r3anzen.pdf>)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「ベッド柵類ではさまれについてのご注意」
(http://www.bed-anzen.org/data/use/attention_rousing.pdf)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「介護ベッドのサイドレール・手すり等による事故等についてのご注意」
(http://www.bed-anzen.org/data/use/img_2151022_0001.pdf)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「医療・介護ベッド安全点検チェック表」
(http://www.bed-anzen.org/data/use/anzentenken_check.pdf?2022-09-27)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「医療・介護ベッドに潜む危険」
(<http://www.bed-anzen.org/video/index.html>)

(4)特殊寝台付属品

(4-2)マットレス

マットレスは、特殊寝台上で要介護者等の身体を支える福祉用具である。特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。

使用が想定しにくい状態像

□ 特殊寝台と同様

使用が想定しにくい要介護度

□ 特殊寝台と同様

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- ・ 脊柱の生理的な湾曲を妨げず、寝返りや睡眠中の体動が容易な固さを選ぶ。
- ・ 身体の沈み込みによって、寝返りや起き上がりなどの動作がしにくくなることを避ける。
- ・ 身体機能の低下などにより体圧分散効果を重視する必要がある場合には、床ずれ防止用具などの使用を検討する。

他の用具

- ・ 特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度を妨げないよう折れ曲がり可能であり、利用者の寝心地を確保する柔軟性が要求される。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 特殊寝台とマットレスの体位変換機能を同時に使用する場合 等

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生している。そのため、使用にあたっては、事故等に関する情報が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)

(4)特殊寝台付属品

(4-3)ベッド用手すり

ベッド用手すりは、起き上がり、立ち上がり、車いすへの移乗動作を補助することを目的とした福祉用具である。特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。

使用が想定しにくい状態像

□ 特殊寝台と同様

使用が想定しにくい要介護度

□ 特殊寝台と同様

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

住環境

- ・ 寝室における特殊寝台の位置、起き上がりやすい方向や車いすの配置などを考慮して、取り付け位置を決定する必要がある。

他の用具

- ・ 当該福祉用具の利用前後の動作において、車いすや手すり等の他の福祉用具を活用する際は転倒防止や移乗のしやすさの観点から設置位置を検討する。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- 著しい不随意運動（自分の意思に反して身体の一部が動いてしまう症状）が見られる場合
- 利用者が介助なしに当該福祉用具を使用する場合 等

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「続 医療・介護ベッドここが危ない！！」
(<http://www.bed-anzen.org/data/use/jikobousinitsuite.pdf?2023-09-26>)
- 日本福祉用具・生活支援用具協会、医療・介護ベッド安全普及協議会、経済産業省、製品評価技術基盤機構「介護ベッドの事故に注意しましょう！」(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2021/11/r3anzen.pdf>)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「ベッド柵類ではさまれについてのご注意」
(http://www.bed-anzen.org/data/use/attention_rousing.pdf)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「介護ベッドのサイドレール・手すり等による事故等についてのご注意」
(http://www.bed-anzen.org/data/use/img_2151022_0001.pdf)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「医療・介護ベッド安全点検チェック表」
(http://www.bed-anzen.org/data/use/anzentenken_check.pdf?2022-09-27)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「医療・介護ベッドに潜む危険」
(<http://www.bed-anzen.org/video/index.html>)

(4)特殊寝台付属品

(4-4)テーブル

テーブルは、主に食事などの動作(あるいは介助動作)を特殊寝台上で容易に行うための小型の作業台である。特殊寝台の上で 사용할 ことができるもので、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。

使用が想定しにくい状態像

☐ 特殊寝台と同様

使用が想定しにくい要介護度

☐ 特殊寝台と同様

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

住環境

- ・ サイドレールの上で使用するサイドレール取り付け式テーブルは、必要なときだけ取り付けて使用できるため、収納が容易であるが、高さの調節はできない。また、自在輪がついた脚部をもつスタンド式テーブルは、適度な高さに調節して使用できるが、特殊寝台の傍らにスタンドを抜き差しできるだけのスペースが必要となる。特殊寝台を配置するスペースや要介護者等あるいは介護者が作業を行う姿勢を念頭においてタイプを選択する必要がある。

自立を阻害しないための留意について

- ・ テーブルは体重を支えるように設計されたものではないため、起き上がり、立ち上がり、車いすへの移乗動作等に使用することは危険であり、このような場合は、ベッド用手すりを利用すべきである。

(4)特殊寝台付属品

(4-5) スライディングボード・スライディングマット

スライディングボード・スライディングマットは、臥位や座位で特殊寝台から車いす等へ移乗する際、臀部が滑りやすいように、また間隙や突起物などの障壁を越えやすいように、特殊寝台と車いす等の間に敷いて使用する福祉用具である。多くはプラスチック製であるが、木製もある。滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

使用が想定しにくい状態像

- 歩行：つかまらないでできる
- 立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

スライディングボード・スライディングマットは、臥位や座位で特殊寝台から車いす等へ移乗する際、臀部が滑りやすいように、また間隙や突起物などの障壁を越えやすいようにする福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる、立ち上がりがつかまらないでできる場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- 特殊寝台と同様

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- ・ 座位で移乗する機器を使用する場合、当該福祉用具を使用する対象者は自分で座位を保つことができる利用者となる。

他の用具

- ・ 使用にあたっては、特殊寝台の高さを調整する、車いすのレッグサポートを着脱式にする、車いすのアームサポートを脱着・跳ね上げできるようにするなど環境を整えることも必要である。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 座位が不安定な場合
- ・ 当該福祉用具を移乗の自立を目的に使用する場合 等

(4)特殊寝台付属品

(4-6) 介助用ベルト

介助用ベルトは、居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易で安全に介助することができ、介護者の負荷軽減や腰痛予防に資する福祉用具である。

使用が想定しにくい状態像

- ☐ 歩行：つかまらないでできる
- ☐ 立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

介助用ベルトは、居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易で安全に介助することができる福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる、立ち上がりがつかまらないでできる利用者の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- ☐ 特殊寝台と同様

(5) 床ずれ防止用具

床ずれ防止用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。次のいずれかに該当するものをいう。

1. 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。
2. 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

使用が想定しにくい状態像

□ 寝返り：つかまらないでできる

【考え方】

床ずれ防止用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。したがって、つかまらないで寝返りなどの動作が可能な場合、自らの力で体圧分散を図ることができるため、使用が想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□ 要支援1・2、要介護1（※）

床ずれ防止用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。「要支援1・2」、「要介護1」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で体圧分散を図ることができるため、使用が想定しにくい。

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

他の用具

- ・ サイドレールを使用する場合、床ずれ防止用具の厚みによって利用者の転落や寝具のずれ落ちが起こらないよう留意する。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 体位変換器を併用する場合

自立を阻害しないための留意について

- ・ 体圧の分散は、寝返りなどの動作に対する反力を吸収することになるため、利用者の寝返り等の動作能力に合わせて、導入時期と体圧分散効果の度合いを評価することが重要である。
- ・ 床ずれ防止は単に圧力の問題だけではなく、皮膚の摩擦、尿などの漏れ、栄養状態などが大きく関与するため、これらに対する対策も十分に検討する必要がある。

事故防止に関する注意喚起

本種目の使用にあたっては、以下の注意喚起情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会床ずれ防止用具部会「床ずれ防止用具安全・安心ハンドブック」
(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2014/11/tokozure120309.pdf>)

(6) 体位変換器

体位変換器は、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、体と床面の摩擦抵抗を少なくしたりすることで、仰臥位から側臥位又は座位への体位の交換を容易にすることを目的とした福祉用具である。ただし、専ら体位を保持するためのもの、就寝や安息のための用途に供されるもの（まくら、座布団等）は除かれる。

使用が想定しにくい状態像

□ 寝返り：つかまらないでできる

【考え方】

体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。したがって、寝返りがつかまらないでできる場合、自らの力で姿勢変換を行うことができるため、体位変換器の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□ 要支援 1・2、要介護 1（※）

体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。したがって、「要支援 1・2」、「要介護 1」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で姿勢変換を行うことができるため、使用が想定しにくい。

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

介護
利用者

- ・ 動力を用いて周期的な寝返りを促す機種もあるが、介護者の状況と要介護者等の身体機能を総合的に評価して選定することが重要である。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 床ずれ防止用具を併用する場合 等

自立を阻害しないための留意について

- 仰臥位から座位への体位の変換を行う起き上がり補助装置等の体位変換器については、安全性の確保のため、転落等が予想されるベッド上での使用や、当該機器が設計上想定しない場面での使用は行わないよう、利用者や介護者へ説明すること。

(7) 手すり

手すりは、立ち上がり、歩行、姿勢の変換時などにこれを握ったり、手や腕をのせて使用したりする福祉用具で、体重を支えてバランスを保持することを目的としている。

次の1、2のいずれかに該当するものに限られる。なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。

1. 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒防止若しくは移動又は移乗動作を補助することを目的とするもの
2. 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作を補助することを目的とするもの

使用が想定しにくい状態像

☐ 特になし

使用が想定しにくい要介護度

☐ 特になし

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用目的

- ・ 寝返り、起き上がり、座位保持、歩行などの場面で、手すりの握り方、力のかけ方（押すあるいは引く）を十分に検討することが重要である。
- ・ 利用目的に適した種類・個数・設置場所（位置や高さ）を、利用者の身体機能、住環境、動線等の観点から検討する。特に複数個を貸与する場合は、使用方法や動作方法等を踏まえた適切な評価に基づき、適切な個数を判断する必要がある。

住環境

- ・ 手すりの貸与にあたっては、安全性を高める観点から住宅改修における「手すりの取り付け」について検討した上で、利用者の状態変化の可能性、利用者の住環境における設置可否等を踏まえて選定する。手すりを貸与する場合であっても、長期間の利用が考えられる、あるいは長期間となっている場合は、住宅改修における「手すりの取り付け」に移行することも検討する。

自立を阻害しないための留意について

- ・ 歩行能力が変化（改善又は悪化）した場合は、利用者の状態や環境に合った移動様式を確認し、歩行補助具等の導入も併せて検討する。

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「Ⅴ参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

＜参考情報＞

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会手すり部会「「床置き型手すり」を安全にお使いいただくために」(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2023/01/tesuri-yukaoki.pdf>)
- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会手すり部会「「突っ張り型手すり」を安全にお使いいただくために」(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2023/01/tesuri-tuppari.pdf>)
- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会手すり部会「「固定型手すり」を安全にお使いいただくために」(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2023/01/tesuri-kotei.pdf>)

(8) スロープ

スロープは、主に車いすや歩行器（車輪付き）のように車輪のついた用具を使用する際に有効な段差解消のための福祉用具である。玄関の上がりかまちや段差等に使用する板状のものやレール状のもの、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものがある。

個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。

使用が想定しにくい状態像

□ 特になし

使用が想定しにくい要介護度

□ 特になし

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

介護者

- 介護者の介護力や安全性の確保を念頭に置いて、勾配の緩急やスロープの長さ・重さ、持ち運びのし易さを総合的に判断して選定する必要がある。

住環境

- スロープの貸与にあたっては、安全性を高める観点から、住宅改修における「段差の解消」について検討した上で、利用者の状態変化の可能性、利用者の住環境における設置可否等を踏まえて選定する。

(9) 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有する福祉用具である。次のいずれかに該当するものに限る。

1. 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの。把手等とは、手で握る又は肘を乗せるためのフレーム、グリップ類で、これらの把手等を体の前及び体の左右のいずれにも有するものであり、体の前の把手等については、左右の把手等を連結するためのフレーム類のものもある。歩行車、電動アシスト歩行車がある。
2. 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの。固定型や交互型歩行器がある。

①歩行車、電動アシスト歩行車

脚部に、二輪以上の車輪を備え、両手で操作するもの。三輪、四輪、それ以上の車輪を有するものやシート付きのものもある。移動中にも体重を支えることができ、押し出しによる歩行が可能となり、ブレーキが装備されているものは、ブレーキ操作が必要となる。

上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能（自動制御等の機能）が付加されたもので、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。

②歩行器

4本の支柱と2か所の握り、左右をつなぐフレームが固定されており、持ち上げて前進する固定型と、左右のフレームが歩行時に交互に前後動できる可動機構を持った交互型がある。

また、四脚のうち前二輪に小さな車輪がつけられたもので、後脚を持ち上げれば前方へ押し出すことができるものや歩行器の脚に前二輪はキャスター、後輪は固定輪の小径の車輪が取り付けられたものがある。

使用が想定しにくい状態像

☐ 特になし

使用が想定しにくい要介護度

☐ 特になし

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- ・ 杖に比べて大きな用具であるため、寄りかかっても大丈夫のように見えるが、杖と同様に、手掌(手のひら)や前腕部でしっかりと上から押さえるようにして体重を支える必要がある。
- ・ 利用する際には、両手が使用できること、立位で歩行器を操作するだけのバランス機能があることを確認する必要がある。
- ・ ロボット技術を応用した歩行器の適応については、既存の歩行器が平地で利用可能な程度の身体機能を有していることが望ましい。また、バッテリーの充電が可能か、風雨を避けられる保管場所があるか、既存の歩行器に比べ重さがあり、階段などでの運搬が可能か等に留意が必要である。

住環境

- ・ 一般家屋で使用する場合は、廊下の通行幅はもとより、方向転換をするためのスペースが必要となるため、使用する環境と用具の大きさを考慮する必要がある。
- ・ 屋外でも使用する場合は、段差や傾斜地で転倒しないよう使用環境について確認を行う必要がある。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 上肢機能が低下し、安全に操作できない場合

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会歩行器・歩行補助器部会「歩行車ご利用時に潜む危険！！」
(http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2023/07/silvercar_230723-1.pdf)

(10) 歩行補助つえ

歩行補助つえは、歩行時の荷重（体重）の免荷や安定などを目的として、杖の握り手を把持して体重を支えるように使用する福祉用具である。

杖の種類は、松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

①松葉杖

上方に腋当てを備え、腋をしめることで杖を安定させ、ハンドグリップ部で体重を支持する構造。松葉の形をしている標準型や単支柱型にはF字型、オフセット型、素材には木製やアルミ合金のものがある。

②カナディアン・クラッチ：

一本の支柱に上腕を支えるカフを備えた上腕固定型つえで、ハンドグリップ部の2か所で支持できる。

③ロフストランド・クラッチ

一本の支柱に前腕を支えるカフを備え、前腕部とハンドグリップ部の2か所で支持できる。

④プラットホーム・クラッチ

肘関節を曲げた状態で、プラットホームにのせるように前腕部分で体重が支持できるように、握りのついた杖。肘関節の伸展制限や手関節や手指に変形がある場合に用いる。

⑤多点杖

つえ先の接地点が複数（3点以上）に分岐することで、つえの支持面を広くした杖。支柱の取り付け位置が脚の中心より内側にあるものは、左右用の杖がある。歩行が不安定で一本杖より大きな支持が必要な場合に用いる。

使用が想定しにくい状態像

☐ 特になし

使用が想定しにくい要介護度

☐ 特になし

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- ・ 最近ではアルミ合金を用いて軽量化が図られているが、常時、携帯して使用することを考慮すれば、①丈夫であること、②軽いこと、③デザインに優れていることなども選定の条件である。

住環境

- ・ 屋外でも使用する場合は、段差や傾斜地で転倒しないよう使用環境について確認を行う必要がある。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 不随意運動（自分の意思に反して身体の一部が動いてしまう症状）等がある場合

事故防止に関する注意喚起

本種目の使用にあたっては、以下の注意喚起情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

＜参考情報＞

- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会歩行器・歩行補助器部会「つえご利用時に潜む危険！！」
(http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2023/01/stick_230125.pdf)
- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会「「杖」の理解と正しい選定・指導の方法」
(<https://www.youtube.com/watch?v=otHtb1ngKgE>)

(11) 認知症老人徘徊感知機器

認知症老人徘徊感知機器は、認知症である高齢者が屋外に出ようとした時又は屋内にある地点を通過した時にセンサーにより感知することで自宅や自室・ベッドや布団などから一人で外へ出ようとすることを家族や介護者に知らせる福祉用具である。認知症老人徘徊感知機器には、小型の機器を携帯する携帯装置タイプと、特定の場所を人が通過することを感知するエリア感知タイプ、高齢者がマットの上を通過したときや離れることを感知するマットタイプがある。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有する場合は、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合に、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象となる。

使用が想定しにくい状態像

□ 移動：全介助

□ 認知機能に関連する項目：以下の全てに該当

意思の伝達	：調査対象者が意志を他者に伝達できる
毎日の日課を理解	：できる 生年月日や年齢を言う
短期記憶	：できる 自分の名前を言う
今の季節を理解	：できる 場所の理解
徘徊	：ない 外出して戻れない

□ 精神・行動障害に関連する項目：以下の全てに該当

被害的	：ない	作話	：ない
感情が不安定	：ない	昼夜逆転	：ない
同じ話をする	：ない	大声を出す	：ない
介護に抵抗	：ない	落ち着きなし	：ない
一人で出たがる	：ない	収集癖	：ない
物や衣類を壊す	：ない	ひどい物忘れ	：ない
独り言・独り笑い	：ない	自分勝手に行動する	：ない
話がまとまらない	：ない		

【考え方】

認知症老人徘徊感知機器は、認知症である高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出るのを家族や介護者に知らせる福祉用具である。したがって、移動が全介助である場合や認知症の症状がない場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□ 要支援1・2、要介護1（※）

□ 要介護5

認知症老人徘徊感知機器は、認知症である高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出るのを家族や介護者に知らせる福祉用具である。したがって、認知症の症状がほとんどないと思われる「要支援1・2」「要介護1」、移動が全介助の場合が多い「要介護5」での使用は想定しにくい。
※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用目的

- 利用者の動線や行動の特性を踏まえて設置位置等を検討するが、徘徊を感知する目的以外では使用しない。

自立を阻害しないための留意について

- 行動の制限や監視をするものではないことに十分な留意が必要である。

(12) 移動用リフト

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げて又は体重を支える構造で、自力で移動が困難な者の移動を補助することを目的とした福祉用具である。型式には、床走行式、固定式、据置式がある。（取付けに住宅改修を伴うものは除く）

なお、移動用リフトを使用する時に身体を包み込んで持ち上げるつり具部分については特定福祉用具販売の給付対象である。

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用目的

- ・ 使用場面を明確にした上で使用上の注意事項を確認する。

介護者

- ・ 使用する環境の確認や操作方法及びつり具の装着方法を習得する必要がある、介護者の介護力に配慮した指導を行う。
- ・ 排泄場面で使用する場合、安全な脱衣方法を検討する。

住環境

- ・ ベッドで使用する場合、適切な位置にベースを設置できるようベッド下の高さを確認する。

他の用具

- ・ 車いすで使用する場合、安全な移乗動作を行うことができる車いすのサイズや、フットサポートの位置を検討する。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 筋力の低下や筋緊張の亢進がある場合や痛みがある場合
- ・ 股関節の人工関節置換術等により可動域に制限を伴う場合

(12) 移動用リフト

(12-1) 床走行式

床走行式リフトは、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段を水平・上下・斜め方向に移動して使用する福祉用具である。室内の床を移動する懸吊式の床走行用や階段移動用リフトがある。

使用が想定しにくい状態像

- 移乗：介助されていない又は見守り等
- 立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

床走行式リフトは、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- 要支援 1・2、要介護 1（※）
- 要介護 2

床走行式リフトは、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援 1・2」、「要介護 1」、「要介護 2」での使用は想定しにくい。

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

住環境

- ・ リフトを移動することができる平らな床であること、介助用のスペースが確保できることを確認する。
- ・ 畳や毛足の長い絨毯上では使い方に工夫が必要となる。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 移動用リフトと同様
- ・ 胸部で身体を支持するリフトを利用することにより身体機能への影響が予測される場合

自立を阻害しないための留意について

- ・ 階段移動用リフトについては、転落等の事故の防止に留意しなければならないことから、次に掲げる手続き等を経ること。
 - 指定福祉用具貸与等の提供を行おうとする福祉用具専門相談員が、階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の課程を修了した旨の証明を受けていること。
 - 福祉用具専門相談員が、サービス担当者会議等を通じて、利用者の家族等に対し、利用者の家族等の心身の状況及びその置かれている環境に照らして、階段移動用リフトの適切な使用のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じていること。
 - 福祉用具専門相談員は、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行い、専門的な見地から安全性に十分に配慮してその要否を判断し、責任をもって提供を行うこと。
 - 指定福祉用具貸与事業所等は、階段移動用リフトの見やすい場所に使用に当たっての留意事項等を掲示し、利用者の家族等に対し、安全性に関する情報の提供を行うこと。

事故防止に関する注意喚起

近年、階段移動用リフトでは重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会リフト関連企業連絡会「介護リフトの日常の点検をされていますか？」
(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2014/11/lift130000.pdf>)

(12) 移動用リフト

(12-2) 固定式

固定式リフトは、居室、浴室などに設置して使用するものと、浴槽、ベッドなど各種の機器に設置して使用するものがある。

居室、浴室などに設置して使用するものには、家屋に直接固定する場合と、壁面への突っ張りなどで固定する場合がある。浴室に設置することで、脱衣室から浴槽まで吊り上げで移乗を補助する機種もあり、この場合には浴室の大きな改造をせずに入浴を可能にすることができる。

浴槽、ベッドなど各種の機器に設置して使用するものは、設置場所の周辺での使用に限定されるが、比較的簡易に設置できる。

使用が想定しにくい状態像

- 移乗：介助されていない又は見守り等
- 立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

固定式リフト(浴槽に固定設置し、上下方向にのみ移動するものを除く。)は、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- 要支援1・2、要介護1(※)
- 要介護2

固定式リフト(浴槽に固定設置し、上下方向にのみ移動するものを除く。)は、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援1・2」、「要介護1」又は「要介護2」での使用は想定しにくい。

※例外的な給付については、(参考)要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について(P6・7)を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 移動用リフトと同様

(12) 移動用リフト

(12-3) 据置式

据置式リフトは、床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させる福祉用具である。

寝室のベッドの上などにやぐらを組みレールの範囲内で移動を可能にするリフト、床面が昇降することによって段差を解消する段差解消機、座面が昇降することによって立ち上がりを補助する椅子などがある。

使用が想定しにくい状態像

- 移乗：介助されていない又は見守り等
- 立ち上がり：つかまらないうでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

据置式リフト（立ち上がり補助椅子、段差解消機を除く。）は、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- 要支援 1・2、要介護 1（※）
- 要介護 2

据置式リフト（立ち上がり補助椅子、段差解消機を除く。）は、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援 1・2」、「要介護 1」又は「要介護 2」での使用は想定しにくい。

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 移動用リフトと同様

事故防止に関する注意喚起

近年、段差解消機と電動座椅子では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「Ⅴ参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

＜参考情報＞

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会リフト関連企業連絡会「介護リフトの日常の点検をされていますか？」
(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2014/11/lift130000.pdf>)

(13) 自動排泄処理装置

自動排泄処理装置は、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

なお、自動排泄処理装置の経路となる交換可能部分（レシーバー、チューブ、タンク等、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの）は除く。

使用が想定しにくい状態像

- ☐ 排尿：介助されていない
- ☐ 排便：介助されていない

【考え方】

自動排泄処理装置は、尿又は便を自動的に吸引するための福祉用具である。したがって、排尿又は排便が自立している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- ☐ 要支援1・2、要介護1（※）
- ☐ 要介護2・3（尿のみを自動的に吸引するものは除く）（※）

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

介護者

- ・ 利用にあたっては介護者が容器のセッティングと洗浄を行うことができるか確認を行う。
- ・ 便が自動的に吸引されるものは、衛生性が確保されたものを使用するよう留意が必要。

自立を阻害しないための留意について

- ・ 便が自動的に吸引されるものについては、利用者が継続して使用し続けることで、かえって利用者の有する能力に応じ自立した日常生活が営めなくなる場合や、廃用症候群が生じる場合も想定される。このため、①当該福祉用具が必要と判断され、②市町村が必要性を確認できる場合に介護保険の給付対象となる。
 - ※①ア)：「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成12年3月24日厚生省告示第91号)別表第一の調査票のうち、調査項目「2-1 移乗」及び「2-6 排便」の直近の結果が「全介助」である者（内容が確認できる文書で判断）または、イ) 医師の医学的な所見（主治医の意見書、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見）及びサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントに基づき、当該福祉用具の必要と判断された者に該当する者とする。
 - ②：①のいずれかの書面を申請書に添付する。
- ・ スキントラブルを予防するため、福祉用具専門相談員は、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行い、適切に使用できることを確認する。また、当該利用者に関わる専門職は、当該福祉用具を提供した後にスキントラブルが発生していないか定期的に確認を行う。

(14) 腰掛便座

腰掛便座は、次のいずれかに該当するものに限る。

①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）、②洋式便器の上に置いて高さを補うもの、③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの、④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）但し、設置に要する費用については、対象とならない。

使用が想定しにくい状態像

☐ 座位保持：できない

「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む）」

☐ 歩行：つかまらないでできる

☐ 移動：介助されていない

【考え方】

腰掛便座は、座ったり立ち上がったたりすることが困難なためにトイレを利用することが困難な時に使用する福祉用具である。したがって、座位保持ができない場合の使用は想定しにくい。

また、便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む）については、主にベッドサイドで使用するものである。したがって、移動等が自立している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む）」

☐ 要支援 1

便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む）については、主にベッドサイドで使用する福祉用具である。したがって、移動が自立している場合の多い「要支援 1」での使用は想定しにくい。

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- ・ 移乗動作能力、座位保持能力等の観点から適切に選定する。

介護者

- ・ バケツの清掃を行うことができない、衣服の上げ下ろしの介助を行うことができない等の理由で機器を使用することができないことにならないか、確認を行う。

住環境

- ・ 移動可能である便器の設置にあたっては、ベッドからの移乗がし易く、転倒しにくい設置場所を検討する。

自立を阻害しないための留意について

- ・ 「排泄はトイレでする」のが基本であるが、トイレまでの移動はできても、座ったり立ち上がったりすることが困難な場合等に使用する。

(15) 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できる福祉用具である。専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

使用が想定しにくい状態像

□ 自動排泄処理装置と同様

使用が想定しにくい要介護度

□ 自動排泄処理装置と同様

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

介護者

- ・ 利用にあたっては介護者が容器のセッティングと洗浄を行うことができるか確認を行う。

自立を阻害しないための留意について

- ・ スキントラブルを予防するため、福祉用具専門相談員は、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行い、適切に使用できることを確認する。また、当該利用者に関わる専門職は、当該福祉用具を提供した後にスキントラブルが発生していないか定期的に確認を行う。

(16) 排泄予測支援機器

排泄予測支援機器は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知する福祉用具である。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

使用が想定しにくい状態像

☐ 排尿：介助されていない又は全介助（直近の結果）

【考え方】

排泄予測支援機器は、トイレでの自立した排尿を支援するものである。したがって、排泄に支援が必要のない場合又は排泄が全介助の場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

☐ 特になし

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- 運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっていることを確認する。
- 排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込めるか等について検討する。

自立を阻害しないための留意について

- 居宅要介護者等の状態により、通知から排尿に至る時間（排尿を促すタイミング）は異なることから、販売の前に一定期間の試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を提言する。
- 介護者も高齢等で利用に当たり継続した支援が必要と考えられる場合は、販売後も必要に応じて訪問等の上、利用状況等の確認や利用方法の指導等に努める。
- 自立した排尿を目指すため、医学的な所見によって居宅要介護者等の膀胱機能を確認する。
- 自立した排尿を目指すため、以下の点を事前に確認する。
 - 利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意志があるか。
 - 装着することが可能か。
 - 居宅要介護者やその介護者等が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能か。
- 機器を使用している間に、利用者に蓄尿障害や排尿障害が現れた場合には、適切な対処方法について医師に意見を仰ぐ。
- 福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等において排泄予測支援機器の利用について説明するとともに、介護支援専門員に加え、他の介護保険サービス事業者等にも特定福祉用具販売計画を提供する等、支援者間の積極的な連携を図ることにより、利用状況に関する積極的な情報収集に努める。
- 当該利用者に関わる専門職は、当該福祉用具を提供した後にスキントラブルが発生していないか定期的に確認を行う。

(17) 入浴補助用具

入浴補助用具は、入浴時の座位保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする福祉用具である。次のいずれかに該当するものに限る。

- ①入浴用いす
座面の高さが概ね三五センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
- ②浴槽用手すり
浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
- ③浴槽内いす
浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
- ④入浴台
浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
- ⑤浴室内すのこ
浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
- ⑥浴槽内すのこ
浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
- ⑦入浴用介助ベルト
居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

使用が想定しにくい状態像

☐ 特になし

使用が想定しにくい要介護度

☐ 特になし

併用して使用することが想定しにくい福祉用具

☐ 簡易浴槽

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。入浴補助用具は、一般浴槽の利用が前提となるため、簡易浴槽との併用は想定しにくい。

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用目的

- 利用者の心身機能、使用環境、一連の入浴動作の観点から利用目的に適した選定を行う。

住環境

- 住宅改修についても選択肢となり得ることから、当該福祉用具の必要性について利用者の状態変化の可能性、利用者の住環境における設置可能性等の観点から検討する。

事故防止に関する注意喚起

本種目の使用にあたっては、以下の注意喚起情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- 国民生活センター「高さが調節できる入浴用いすの脚の破損に注意」
(https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20160915_2_1.pdf)

(18) 簡易浴槽

簡易浴槽は、空気又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水や排水のために工事をともなわない福祉用具である。

硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

使用が想定しにくい状態像

- 歩行：つかまらないでできる
- 移動：介助されていない

【考え方】

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。したがって、屋内での移動が自立している場合には一般浴槽の利用が可能なことが多く、使用が想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- 要支援 1

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。したがって、歩行や移動が自立している場合の多い「要支援 1」での使用は想定しにくい。

併用して使用することが想定しにくい福祉用具

- 入浴補助用具

入浴補助用具は、主に浴槽への出入り等の補助を目的とする福祉用具である。簡易浴槽は一般浴槽の利用が困難な人が使用する機会が多いため、入浴補助用具との併用は想定しにくい。

(19) 移動用リフトのつり具の部分

移動用リフトのつり具とは、リフトを使用するときに身体を包み込んでもち上げる部分である。身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能な福祉用具である。からだを包み保持するシート状のもの、2本のベルトから成るもの、シャワー用の車いすのいす部分を取り外せ、つり具となるものなどがある。

使用が想定しにくい状態像

□ 床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフトと同様

使用が想定しにくい要介護度

□ 床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフトと同様

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- ・ 利用者の身体機能（頸部・体幹の安定性、筋緊張や股関節の状態等）に応じて、つり具のタイプを選定する必要がある。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 移動用リフトと同様
- ・ 下肢切断されている場合等、つり具の装着にあたり、身体機能への影響やズレ落ちが予測される場合

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会リフト関連企業連絡会「介護リフト用吊り具の日常点検と適切なお手入れ」
(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2014/11/lift120515.pdf>)